

○岐阜市駐車場条例

昭和43年 4 月 1 日

条例第 9 号

改正 昭和44年11月 1 日 条例第28号

昭和46年 4 月 1 日 条例第29号

昭和50年 7 月15日 条例第31号

昭和56年 4 月 1 日 条例第10号

昭和57年 3 月29日 条例第 8 号

昭和58年12月26日 条例第23号

昭和59年 4 月 1 日 条例第30号

昭和63年 3 月31日 条例第15号

平成 3 年 3 月29日 条例第23号

平成 6 年 3 月29日 条例第21号

平成 7 年 6 月28日 条例第36号

平成 9 年 3 月31日 条例第22号

平成11年 3 月30日 条例第20号

平成13年 9 月26日 条例第49号

平成15年 3 月31日 条例第25号

平成16年 3 月30日 条例第27号

平成16年 6 月30日 条例第37号

平成17年 6 月29日 条例第57号

平成19年 3 月30日 条例第23号

平成22年 3 月31日 条例第14号

平成23年 3 月30日 条例第14号

平成24年12月25日 条例第84号

平成29年 3 月24日 条例第27号

平成31年 3 月27日 条例第15号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づく路外駐車場及び道路法（昭和27年法律第180号）第24条の 2 第 1 項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の設置並びに管理について必要な事項を定めるもの

とする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
岐阜市金公園地下駐車場	岐阜市金町五丁目7番地
岐阜市駅西駐車場	岐阜市橋本町二丁目16番地
岐阜シティ・タワー43地下駐車 場	岐阜市橋本町二丁目52番地

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、駐車場の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより事業計画書その他の書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる選定基準に照らし、駐車場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを指定管理者として選定しなければならない。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容に即し、駐車場の管理を安定的に実施する能力があること。
- (3) 駐車場の効用が最大限に発揮されるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(指定管理者の行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の管理に関する業務
- (2) 駐車場の供用及び制限に関する業務
- (3) 駐車場の駐車料金（以下「料金」という。）の徴収及び減免に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務のほか、駐車場の管理上又は駐車場の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、業務を行うに当たり、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市

長の定めるところに従い、駐車場の管理を行わなければならない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第6条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、直ちに駐車場の建物、附属設備その他備品を原状に回復しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(供用時間等)

第7条 駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、特別の理由がある場合は、供用時間を変更することができる。

2 指定管理者は、供用時間内において、駐車場の利用に関し、管理上必要な制限を行うことができる。

(駐車料金)

第8条 料金の額は、別表のとおりとする。

(料金の徴収等)

第9条 料金は、回数駐車券、定期駐車券その他市長が認めるものを使用する場合を除き、自動車出場の際に徴収する。

2 既納の料金は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(料金の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、料金を減免することができる。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。
- (2) 国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うため使用する自動車を駐車させるとき。
- (3) 前2号のほか、市長が必要と認めるとき。

(駐車場の利用に関する標識)

第10条の2 道路法第24条の3に規定する標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 駐車料金の徴収方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(車両制限)

第11条 駐車場を利用できる自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定するもののうち次のとおりとする。

(1) 普通自動車に属する乗用自動車

(2) 小型自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車

(3) 軽自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車

(駐車の拒否)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

(1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(2) 区画線をこえる荷物を積載しているとき。

(3) 前2号のほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第13条 何人も駐車場では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の構造若しくは設備を汚染し、又はき損すること。

(3) 前2号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(供用の休止)

第14条 市長は、駐車場の整備その他必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償の義務)

第15条 何人も駐車場の構造又は設備その他の物件を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年条例第10号）

この条例は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第8号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和57年規則第39号で昭和57年5月1日から施行）

附 則（昭和58年条例第23号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和58年規則第54号で昭和59年1月5日から施行）

附 則（昭和59年条例第30号）

この条例は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第15号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和63年規則第30号で昭和63年8月1日から施行）

附 則（平成3年条例第23号）

この条例は、平成3年5月1日から施行し、改正後の第2条の表の規定は、平成3年2月20日から適用する。

附 則（平成6年条例第21号）

この条例は、平成6年5月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第22号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成9年規則第46号で第1条の規定は平成9年9月1日から、第2条の規定は平成9年10月1日から施行）

附 則（平成11年条例第20号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成11年規則第66号で平成11年11月1日から施行）

附 則（平成13年条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第74号で平成13年12月 1 日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に発売されている岐阜市駅西駐車場の回数駐車券の効力は、改正後の岐阜市駐車場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて岐阜市駅西駐車場を利用している自動車の夜間駐車料金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成15年規則第57号で平成15年 7 月 1 日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に発売されている岐阜市金公園地下駐車場及び岐阜市駅西駐車場の回数駐車券及び定期駐車券の効力は、改正後の岐阜市駐車場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて岐阜市金公園地下駐車場及び岐阜市駅西駐車場を利用している自動車の駐車料金は、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第27号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成16年規則第46号で平成16年 7 月 1 日から施行）

附 則（平成16年条例第37号）

この条例は、平成16年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年条例第57号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第 3 条に規定する指定管理者の指定に係る手続その他この条例を施行するた

めに必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成19年条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に岐阜市駅西駐車場を利用している自動車の駐車料金は、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に発売されている岐阜市駅西駐車場及び岐阜シティ・タワー43地下駐車場の回数駐車券の効力は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前日から施行日にかけて岐阜市駅西駐車場及び岐阜シティ・タワー43地下駐車場を利用している自動車の駐車料金は、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第14号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年条例第84号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の岐阜市駐車場条例の規定により発売された定期駐車券については、その通用期間中に限り、使用することができる。

附 則（平成31年条例第15号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 3 第3条の規定による改正後の岐阜市駐車場条例の規定は、施行日以後に発行する定期駐

車券及び回数駐車券に係る駐車料金について適用し、施行日前に発行する定期駐車券及び回数駐車券に係る駐車料金については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

岐阜市金公園地下駐車場

区分		単位又は時間	金額
普通駐車料金	午前7時から午後11時まで	1台1時間30分まで	30分までごとに150円
		1台1時間30分を超え3時間まで	600円
		1台3時間を超え16時間まで	600円に30分までごとに150円を加算した額
夜間駐車料金	午後11時から翌日午前7時まで	1台1泊	1,200円
定期駐車券料金（平日）		1月	14,660円
		3月	41,780円
		6月	74,760円
定期駐車券料金（全日）		1月	18,850円
		3月	53,720円
		6月	96,130円
回数駐車券料金		150円券 22片	3,140円
		150円券 100片	12,570円
		150円券 200片	23,570円
		300円券 11片	3,140円
		300円券 50片	12,570円
		300円券 100片	23,570円

岐阜市駅西駐車場及び岐阜シティ・タワー43地下駐車場

区分	単位又は時間	金額
普通駐車料金	1台4時間まで	30分までごとに150円
	1台4時間を超え24時間まで	1,200円
定期駐車券料金（平日）	1月	17,800円
定期駐車券料金（全日）	1月	22,000円

回数駐車券料金	150円券 22片	3,140円
	150円券 100片	12,570円
	150円券 200片	23,570円
	150円券 2,000片	220,000円
	300円券 11片	3,140円
	300円券 50片	12,570円
	300円券 100片	23,570円
	300円券 1,000片	220,000円
	300円券 10,000片	1,885,710円
	1200円券 13片	12,570円

備考

- 1 岐阜市駅西駐車場及び岐阜シティ・タワー43地下駐車場における24時間を超えての継続利用にあつては、24時間に達した時点で出庫及び入庫があったものとみなして、当該継続利用の使用料を算出する。
- 2 平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日をいう。

○岐阜市駐車場条例施行規則

昭和43年 4 月20日

規則第17号

改正 昭和44年11月 1 日規則第29号

昭和46年 4 月 1 日規則第28号

昭和46年 8 月 5 日規則第42号

昭和50年 7 月15日規則第30号

昭和56年 4 月 1 日規則第29号

昭和57年 5 月 1 日規則第40号

昭和57年 7 月 1 日規則第45号

昭和58年12月26日規則第55号

昭和59年 4 月 1 日規則第25号

平成元年 4 月 1 日規則第 7 号

平成 2 年11月26日規則第30号

平成 3 年 3 月29日規則第30号

平成 5 年 3 月31日規則第28号

平成 6 年 3 月31日規則第29号

平成 7 年 3 月31日規則第31号

平成 7 年 6 月28日規則第46号

平成 9 年 6 月30日規則第47号

平成11年 3 月30日規則第43号

平成11年 8 月19日規則第67号

平成11年10月26日規則第69号

平成12年 3 月31日規則第63号

平成13年 3 月30日規則第39号

平成13年11月 9 日規則第75号

平成15年 3 月31日規則第48号

平成15年 6 月10日規則第59号

平成16年 5 月17日規則第47号

平成17年 6 月29日規則第102号

平成19年 3 月30日規則第43号

平成20年11月26日規則第70号

平成23年3月30日規則第21号

平成23年10月31日規則第50号

令和3年2月17日規則第9号

令和3年3月30日規則第22号

令和7年3月31日規則第26号

(目的)

第1条 この規則は、岐阜市駐車場条例（昭和43年条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(計算の基礎)

第1条の2 駐車料金の計算基準が定時を基点に異なるときは、基点をわたる駐車時間の料金計算については、市長が別に定めるところにより行うものとする。

(取扱時間)

第1条の3 駐車場における自動車の入、出場取扱時間は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。ただし、災害防ぎょ、防疫その他緊急を要するときは、この限りでない。

(1) 岐阜市金公園地下駐車場 午前7時から午後11時まで

(2) 岐阜市駅西駐車場及び岐阜シティ・タワー43地下駐車場 午前零時から午後12時まで

(指定管理者の指定の手続)

第1条の4 市長は、指定管理者の選定に当たっては、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、駐車場の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると認める場合は、指定管理者として選定しようとする団体を認定することができる。

3 条例第4条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 岐阜市自動車駐車場指定管理者指定申請書（第1号様式）

(2) 定款、規約又はこれらに類する書類の写し

(3) 駐車場の管理に関する収支予算書

(4) 事業計画書

- (5) 団体の概要及び活動状況を記した書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (利用方法)

第2条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、入場に際し駐車整理券（第1号の2様式）の交付を受け、出場のときは駐車整理券を提出し条例別表に定める利用区分に応じ駐車時間に相当する料金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる駐車券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法によることをもって代える。

- (1) 回数駐車券（第2号様式）及び市長が認めた駐車券（以下「回数駐車券等」という。）
料金に相当する回数駐車券等を提出する。
- (2) 定期駐車券（第3号様式） 定期駐車券を提示する。この場合において、岐阜市金公園地下駐車場にあつては、駐車整理券の受領及び提出は要しない。

2 自動車の出場に際し、駐車整理券を紛失又は破損したときは、自動車を出場させることについて正当な権原を証する書面を提出しなければならない。

(駐車券の再交付)

第3条 駐車整理券、回数駐車券及び定期駐車券（以下「駐車券」という。）は、再交付しない。ただし、定期駐車券の記載事項に変更を生じたとき、定期駐車券を紛失したとき又はこれを汚損若しくはき損し記載事項が不明となったときは、使用者の申し出にもとづき書き換え再交付するものとする。

(利用の取消し)

第4条 指定管理者は利用者が条例第13条各号のいずれかに該当すると認めたときは、駐車場の利用を取り消すことができる。この場合において、利用者が受けた通常生ずべき損失については、市及び指定管理者は、補償しない。

(料金の減免)

第5条 条例第10条第1号及び第2号に該当する場合は、料金を免除する。

2 次の各号に掲げる場合は、料金をそれぞれ当該各号に掲げる額に減額するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が運転し、又は同乗している自動車を駐車させる場合 半額
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が運転し、又は同乗している自動車を駐車させる場合 半額
- (3) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の規定により政

令指定都市から療育手帳の交付を受けている者が運転し、又は同乗している自動車を駐車させる場合 半額

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定により特定医療費の支給認定を受けている者又は同法第28条第2項の指定難病要支援者に対する証明を受けている者が運転し、又は同乗している自動車を駐車させる場合 半額

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている者又は同法第19条の22第4項の小児慢性特定疾病要支援者に対する証明を受けている者が運転し、又は同乗している自動車を駐車させる場合 半額

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合 その都度市長が定める額

3 前項の場合において、減額する額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年規則第29号）

この規則は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（昭和57年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年規則第25号）

この規則は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（平成元年規則第7号）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成2年規則第30号）

この規則は、平成2年12月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第30号）

この規則は、平成3年5月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第28号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成6年規則第29号）

この規則は、平成6年5月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第31号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成7年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第47号）

- 1 この規則中第1条の規定は平成9年9月1日から、第2条の規定は平成9年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成11年規則第43号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岐阜市自転車等駐車場条例施行規則及び岐阜市駐車場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可をしたものから適用し、施行日前に使用許可をしたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成11年規則第67号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成11年規則第69号）

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第63号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第39号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第75号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により交付されている駐車券の効力は、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(回数駐車券の引換え)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式による回数駐車券（以下「旧回数駐車券」という。）を所有する者は、当該所有する旧回数駐車券をこの規則による改正後の様式による回数駐車券（以下「新回数駐車券」という。）に引き換えるよう市長に請求することができる。この場合において、引き換えを請求する旧回数駐車券の券面額の合計額は、引き換えようとする新回数駐車券の券面額の合計額を超えることはできず、当該合計額の間に差額が生じたときは、引き換えを請求する者は、当該差額を負担しなければならない。

附 則（平成15年規則第48号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第59号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第47号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第102号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 岐阜市駐車場条例の一部を改正する条例（平成17年岐阜市条例第57号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定により改正条例の施行前において行われる指定管理者の指定に係る手続その他必要な行為については、この規則による改正後の岐阜市駐車場条例施行規則に規定する手続の例による。

附 則（平成19年規則第43号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に岐阜市駅西駐車場の指定管理者であるものの指定管理者としての指定期間が終了する日又は当該指定管理者の指定の取消しがある日のいずれか早い日までの岐阜シティ・タワー43地下駐車場の指定管理者の指定の手続については、第1条の4第1項中「指定管理者の選定に当たっては、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募する」とあるのは「駐車場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認め、指定管理者として選定しようとする団体を認定する」と、同条第2項中「前項の指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「前項の規定による認定を受けた」と読み替える。

附 則（平成20年規則第70号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第21号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第9号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和3年規則第22号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和7年規則第26号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第20項から第36項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 14 第12条の規定による改正後の岐阜市駐車場条例施行規則（附則第31項において「新駐車場規則」という。）の規定は、施行日以後の使用に係る料金の減免について適用し、施行日前の使用に係る料金の減免については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 31 新駐車場規則第5条の規定による料金の減免に係る手続その他必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

第1号様式(第1条の4関係)

岐阜市自動車駐車場指定管理者指定申請書

(あて先)岐阜市長

年 月 日

団 体 名

団体所在

代表者名

自動車駐車場()の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

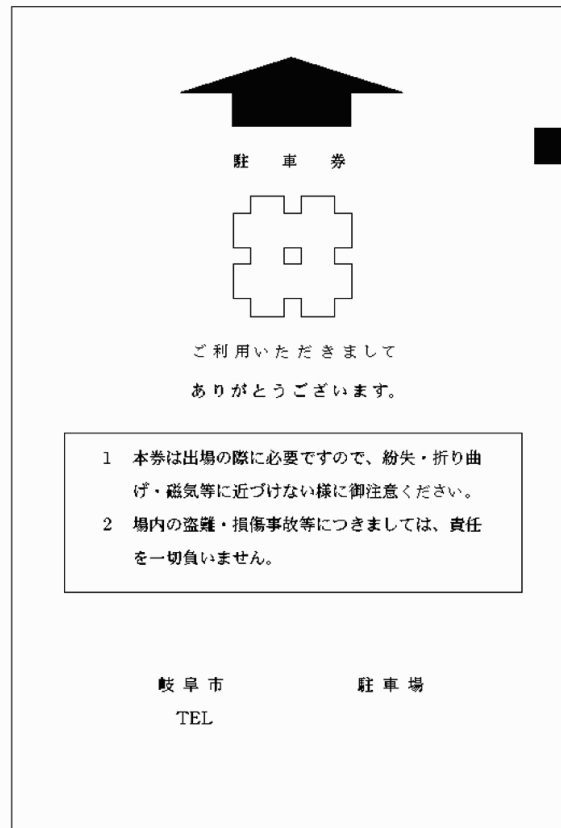
記

1 提出書類

- (1) 定款、規約又はこれらに類する書類の写し
- (2) 駐車場の管理に関する収支予算書
- (3) 事業計画書
- (4) 団体の概要及び活動状況を記した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 担当者連絡先

第1号の2様式



The image shows a parking ticket template for Gifu City. It features a black arrow pointing upwards at the top, followed by the text '駐 車 券' (Parking Ticket). Below this is a large, stylized black number '6'. The text 'ご利用いただきまして
ありがとうございます。' (Thank you for using it.) is centered. A box containing two numbered instructions is positioned below the text. At the bottom, the text '岐 阜 市' (Gifu City) and '駐 車 場' (Parking Lot) are displayed, with 'TEL' below them. A small black square is located on the right side of the template.

駐 車 券

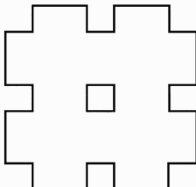
6

ご利用いただきまして
ありがとうございます。

1 本券は出場の際に必要ですので、紛失・折り曲
げ・磁気等に近づけない様に御注意ください。
2 場内の盗難・損傷事故等につきましては、責任
を一切負いません。

岐 阜 市 駐 車 場
TEL

備考 用紙の大きさは縦8.5cm、横5.7cm(岐阜市金公園地下駐車場にあつては、縦9.2cm、横5.6cm)とする。


回数 駐 車 券
円 券

・ 出 場 の 際 は 、 料 金 精 算 機 に 駐 車 券 を 入 れ た 後 に 本 券 を 1 枚 ずつ お 入 れ く だ さ い 。 ・ 本 券 を 折 り 曲 げ た り 、 磁 気 等 に 近 づ け な い 様 に 御 注 意 く だ さ い 。 ・ 本 券 は 、 お 釣 り が で ま せ ん 。 - あ ら か じ め 御 了 承 く だ さ い 。
岐 阜 市 駐 車 場
TEL () ー

備考 用紙の大きさは、岐阜市金公園地下駐車場にあつては縦9.0cm、横5.6cmとし、岐阜市駅西駐車場にあつては縦8.5cm、横5.7cmとする。

第3号様式

定期駐車券
(表)

([] [])	車両 番号	[] []	氏名	[] []	様
定期駐車券					駐車場
矢印方向に挿入してください。					
←	[] []	年	[] []	月	[] []
			日	まで 有効	¥ [] [] No. [] []

(裏)

- 御案内
- ・ 矢印の方向にお入れください。
 - ・ 折り曲げたり、汚したり、磁気に近づけたりしないでください。
 - ・ 紛失、盗難等に、御注意ください。
 - ・ 満車の場合は、お待ち願います。あらかじめ御了承ください。

備考 用紙の大きさは縦5.7cm、横8.8cmとする。

第 1 号様式（第 1 条の 4 関係）

第 1 号の 2 様式

第 2 号様式

第 3 号様式